

市有地売払い随時募集要項

(令和7年4月1日募集開始)

1. 募集内容

一般競争入札で不調となった売却物件について、購入者を募集します。

申込みをされる場合は、募集要項、個別物件調書及び売買契約書（案）をよく確認の上、お申込みください。

2. 売却物件

物件 番号	地番	地目	実測地積	売却価格
1	大字埵字四ツ辻 203 番 2	宅地	547.13	2,580,000 円
2	上迫町 1030 番 1	宅地	705.69	23,700,000 円
	上迫町 1032 番 5	宅地	1,127.83	
3	大神三丁目 2371 番 6	宅地	148.92	2,320,000 円

※その他の事項については、個別物件調書をご覧ください。

※個別物件調書には、調査時点における一般的な調査内容を記載しておりますが、必ずご自身で現地や各規制を確認してください。なお、個別物件調書と現状が相違している場合は、現状を優先します。

➤買受後の用途制限

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する営業の用途には、使用することはできません。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する者その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途には使用することはできません。
- ③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物を処理するための用途には、使用することはできません。
- ④ その他公序良俗又は公共の福祉に反する用途には、使用することはできません。

3. 募集参加資格

次の事項に該当する者は、募集に参加できません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者
- ② 自己、自社又はその経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- ③ 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- ④ 次のいずれかに該当する者
 - ア 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - イ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - エ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ⑤ 前記②～④に該当する者の依頼を受けて申し込もうとする者
- ⑥ その他市が不適当と認める者

4. 物件の引渡し及び確認事項

- ① 物件は、現状有姿のままの引渡しとなります。
- ② 現場説明会はいませんので、個別物件調書及び関係書類をよく確認し、現地を見た上で、お申し込みください。なお、現地確認の際には、地域住民の迷惑にならないよう、ご配慮をお願いします。
- ③ 土地の利用や建物建築にあたっては、建築基準法や条例等により指導等がなされる場合があるため、利用等に係る法令上の諸規制等については、必ず関係機関に確認してください。
- ④ 雑草の草刈やごみ集積場・電柱・交通標識などの撤去・移設などの費用負担及び調整については、すべて購入者において行っていただきます。
- ⑤ 光熱水などの供給処理施設の引き込みが可能である場合、周南市では引込工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、購入者において直接供給処理施設にお問い合わせください。

5. 随時募集申込

上記物件について、先着順により売却いたします。

(1) 受付期間

令和7年4月1日（火） から令和7年12月26日（金）まで

（受付時間：午前9時から午後5時00分まで）

※閉庁日での受付はいたしません。

※先着順で売却するため、売却決定時にはその物件の受付を終了いたします。

(2) 申込み方法

「市有地売払い申込書（別記第1号様式）」を記入の上、必要書類を添付して書類提出先窓口
に直接持参してください。

共有名義を予定されている場合は、「共有名義申請書（別記第2号様式）」もご提出ください。

（３）申込書類提出先

周南市岐山通1丁目1番地

総務部 施設マネジメント課 財産管理担当（本庁舎4階）

（４）必要書類

申込みに必要な書類のうち、指定の様式によるものは、書類提出先窓口で配布しているほか、周南市のホームページからもダウンロードが可能です。

① 個人の場合

- ア 市有地売払い申込書（別記第1号様式） 1通
- イ 住民票（発行後3カ月以内のもの） 1通
- ウ 印鑑登録証明書（発行後3カ月以内のもの） 1通
- エ 周南市の市税に滞納のないことの証明書（発行後1カ月以内のもの） 1通

② 法人の場合

- ア 市有地売払い申込書（別記第1号様式） 1通
- イ 法人登記全部事項証明書（発行後3カ月以内のもの） 1通
- ウ 印鑑証明書（発行後3カ月以内のもの） 1通
- エ 周南市の市税に滞納のないことの証明書（発行後1カ月以内のもの） 1通
- オ 役員名簿（別記第3号様式）

※個人・法人の場合においても、共有による申込みの場合には、全員の証明書が必要です。

（５）購入者の決定方法

先に申込みした者を契約候補者としますが、申込書類により、山口県警察本部に対し契約候補者及び法人役員が暴力団等に該当するか照会した結果、該当しない場合に限り、契約候補者を契約者として決定します。

なお、提出書類に不備があった場合、申込みの受付ができませんのでよく確認の上、お申し込みください。

（６）先着順位について

先着順の取扱については、当日の午前9時前に到着した方は、到着順にかかわらず午前9時到着者とします。なお、午前9時到着者が複数の場合は、くじ引きにより順位を決定します。

先着申込者について山口県警察本部に照会中、同一物件に申込みがあった場合でも、申込みは受付けます。ただし、照会の結果、先着申込者に問題がなかった場合は、先着申込者との契約に

なります。その際、結果については文書にてお知らせします。

なお、提出された書類はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。

6. 契約の締結及び契約保証金

- ① 契約決定者は、契約決定通知のあった日から 10 日以内に土地売買契約を締結しなければなりません。契約決定者が契約を締結しないときは、その決定は無効とします。
- ② 売買契約締結時に、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を市が指定した納入通知書により納付していただきます。なお、契約保証金は売買代金の一部に充当することができます。

※契約保証金は、売買代金の支払いを行わないなど、契約者の義務を履行しない場合には、市に帰属します。

- ③ 売買契約書に貼付する収入印紙等、契約の締結に要する一切の費用は、購入者に負担していただきます。

7. 売買代金の納入及び所有権の移転

- ① 売買代金は、契約締結の日から 30 日以内に市が指定した納入通知書により納付していただきます。
- ② 売買代金納入後、土地の所有権を移転し物件を引き渡します。
- ③ 土地の所有権移転登記は、市が嘱託により手続きいたしますが、登記に要する登録免許税等の費用は購入者に負担していただきます。
- ④ 契約条項が履行されない場合には、契約を解除する規定があります。なお、この契約の解除により生じた損害について、市は一切責任を負いません。

8. 問合せ先

〒745-8655 周南市岐山通 1 丁目 1 番地

周南市 総務部 施設マネジメント課 財産管理担当

TEL : 0834-22-8281 FAX : 0834-22-8224

E-mail : shisetsu@city.shunan.lg.jp